

大垣市が行う契約及び交付する補助金等からの暴力団排除に関する措置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、大垣市が行う事務事業からの暴力団排除に関する合意書（平成22年12月17日締結。以下「合意書」という。）に基づき、市が発注する工事、製造その他の請負、物件の買入等の契約及び市が交付する補助金等から暴力団を排除し、その適正化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団排除措置（以下「暴排措置」という。） 第5条から第9条まで及び第13条に規定する措置並びに第11条第4項に規定する入札参加資格停止措置の継続をいう。
- (2) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (3) 暴力団員 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (4) 暴力団員等 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。
- (5) 法人等 法人その他の団体をいう。
- (6) 役員等 次に掲げる者をいう。
 - ア 法人にあつては、役員及び使用人（支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所の業務を統括する者（営業所の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者を含む。）をいう。）
 - イ 法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他アに掲げる者と同等の責任を有する者
 - ウ 個人にあつては、その者及びその使用人（支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所の業務を統括す

る者(営業所の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者を含む。)をいう。)

(7) 有資格者等 一般競争入札及び指名競争入札の参加資格を有するもの並びに市が随意契約の相手方として選定するものをいう。

(8) 補助金等、補助事業等、補助事業者等 大垣市補助金等交付規則(昭和46年規則第21号)に定めるところによる。

(暴力団排除措置対象者)

第3条 暴排措置の対象となるもの(以下「暴排措置対象者」という。)は、次のとおりとする。

(1) 暴力団

(2) 暴力団員

(3) 役員等が暴力団員であるなど暴力団がその経営若しくは運営に実質的に関与している個人又は法人等

(4) 役員等が、暴力団員であることを知りながらこれを使用し、若しくは雇用している個人又は法人等

(5) 役員等が、その属する法人等若しくは第三者の不正な利益を図る目的若しくは第三者に損害を加える目的をもって、暴力団若しくは暴力団員等を利用して個人又は法人等

(6) 役員等が、暴力団若しくは暴力団員等に対して資金等を提供し、便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与している個人又は法人等

(7) 役員等が、その理由を問わず、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している個人又は法人等

(8) 役員等が、暴力団若しくは暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している業者であることを知りながら、下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等を締結し、これを利用して個人又は法人等

(照会、回答及び排除要請)

第4条 市長は、有資格者等又は補助事業者等が暴排措置対象者に該当するかどうかについて疑義があるときは、合意書第6条第1項の規定に基づき、大垣警察署長(以下「署長」という。)に照会するものとする。

2 署長は、前項の照会を受けたときは、合意書第6条第2項の規定に基づき、市長に回答するものとする。

3 前2項に掲げるもののほか署長は、有資格者等又は補助事業者等が暴排措置対象者に該当すると認める事実を確認したときは、合意書第6条第3項の規定に基づき、暴排措置の実施を市長に要請するものとする。

(入札参加資格停止措置)

第5条 市長は、有資格者等（入札参加資格者名簿に登載されたもの及びこれらのもので構成される共同企業体に限る。以下この条及び第11条において同じ。）が暴排措置対象者に該当するときは、暴力団排除に関する措置基準（別表）に掲げる排除措置要件に応じ、それぞれ同表に掲げる資格停止期間について、入札参加資格停止措置を行うものとする。

2 市長は、前項の規定により共同企業体について入札参加資格停止措置を行うときは、当該共同企業体の構成員（当該入札参加資格停止措置について明らかに責を負わないと認められる者を除く。）について、当該共同企業体に係る入札参加資格停止措置と同一の入札参加資格停止措置を行うものとする。

3 市長は、前2項の規定により入札参加資格停止措置を行うときは、当該入札参加資格停止措置に係る有資格者を構成員に含む共同企業体について、当該入札参加資格停止措置と同一の入札参加資格停止措置を行うものとする。

4 市長は、前3項の規定により入札参加資格停止措置を行ったときは、入札参加資格停止措置通知書（第1号様式）により当該有資格者等に通知するとともに、そのものの商号又は名称、所在地、資格停止期間及び当該措置の理由を公示するものとする。

5 市長は、前項の通知及び公示をした旨を合意書第6条第4項の規定に基づき、署長に通報するものとする。

6 市長は、入札参加資格停止措置を行わない場合において、この要綱の趣旨に照らし必要があると認めるときは、有資格者等に対し注意を喚起するものとする。

(一般競争入札からの排除措置)

第6条 市長は、有資格者等が暴排措置対象者に該当するときは、一般競争入

札において当該有資格者等の参加を認めないものとする。

- 2 市長は、一般競争入札の落札者及び落札者である共同企業体の構成員が、契約の締結までの間に暴排措置対象者に該当することとなったときは、当該落札者と契約を締結しないものとする。

(指名競争入札からの排除措置)

第7条 市長は、有資格者等が暴排措置対象者に該当するときは、指名競争入札において当該有資格者等を指名しないものとする。

- 2 市長は、指名競争入札の落札者及び落札者である共同企業体の構成員が、契約の締結までの間に暴排措置対象者に該当することとなったときは、当該落札者と契約を締結しないものとする。

(随意契約からの排除措置)

第8条 市長は、有資格者等が暴排措置対象者に該当するときは、随意契約において当該有資格者等を相手方としないものとする。ただし、やむを得ない事由があるときは、この限りでない。

(契約解除措置)

第9条 市長は、契約の相手方である有資格者等及び有資格者等である共同企業体の構成員が、暴排措置対象者に該当するときは、当該契約を解除するものとする。ただし、やむを得ない事由があるときは、この限りでない。

(警察署への通報)

第10条 市長は、第6条から前条までの規定に基づく措置を行ったときはその旨を合意書第6条第4項の規定に基づき、署長に通報するものとする。

(入札参加資格停止措置の解除等)

第11条 入札参加資格停止措置を受けた有資格者等は、当該措置の理由となった事実について改善したときは、入札参加資格停止措置解除申出書(第2号様式)により入札参加資格停止措置の解除を市長に申し出ることができるものとする。

- 2 市長は、前項の申し出があったときは、当該有資格者等の改善の状況について、合意書第6条第1項の規定に基づき、署長に照会するものとする。

- 3 署長は、前項の照会を受けたときは、合意書第6条第2項の規定に基づき、市長に回答するものとする。

- 4 市長は、前項の規定による回答により、入札参加資格停止措置を受けた有資格者等につき、当該措置の理由となった事実について改善したと認めるときは、当該措置に係る資格停止期間が満了する日をもって、当該措置を解除するものとし、改善したと認められないときは、当該措置を継続するものとする。
- 5 市長は、前項に規定する入札参加資格停止措置の解除又は継続を行ったときは、遅滞なく、入札参加資格停止措置解除（継続）通知書（第3号様式）により当該措置を受けた有資格者等に通知するとともに、入札参加資格停止措置の解除を行ったときは、そのものの商号又は名称、所在地、資格停止期間満了日及び当該措置を解除した理由を公示するものとする。
- 6 市長は、前項の通知及び公示をした旨を入札参加資格停止措置解除（継続）通報書（第4号様式）により署長に通報するものとする。

（委員会の審議）

第12条 第5条から前条までに規定する措置は、大垣市業者指名審査委員会設置要綱（平成10年告示第33号）に定める大垣市業者指名審査委員会の審議を経て行うものとする。

（補助金等の交付からの排除措置）

第13条 市長は、補助事業者等が暴排措置対象者に該当するときは、次に掲げる措置を講ずるものとする。ただし、やむを得ない事由があるときは、この限りでない。

- (1) 補助金等の交付の決定を行わないこと。
- (2) 補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すこと。

2 市長は、必要と認めるときは補助金等の交付の決定に、補助事業者等が暴排措置対象者に該当するときは当該交付の決定を取り消す旨の条件を付するものとする。

3 前2項に規定する措置に係る手続は、大垣市補助金等交付規則その他関係規程の定めるところによる。

4 市長は、第1項に規定する措置を講じたときは、合意書第6条第4項の規定に基づき、署長に通報するものとする。

(不当介入への対応)

第14条 有資格者等は、市が発注した契約の履行に当たって暴力団又は暴力団員等から不当又は違法な要求若しくは契約の適正な履行を妨げる妨害(以下「不当介入」という。)を受けたときは、不当介入報告書(第5号様式)により、市長に報告しなければならない。補助事業者等が補助事業等の遂行に当たって不当介入を受けたときも同様とする。

2 市長は、前項の報告があったときは、不当介入通報書(第6号様式)により署長に通報するとともに、警察と連携して不当介入に対する措置を検討するものとする。

3 有資格者等及び補助事業者等は、不当介入に対する措置状況の報告が必要と市長が認めるとき及び不当介入に対する措置が完了したときは、不当介入事案結果(状況)報告書(第7号様式)により、市長に報告しなければならない。

4 市長は、前項の報告があったときは、不当介入事案結果(状況)報告書(第8号様式)により署長に通報するものとする。

5 市長は、有資格者等が第1項に規定する報告を行った場合において、不当介入を受けたことにより、当該契約につき履行遅滞等が生じるおそれがあると認めるときは、必要に応じて、工程の調整、工期の延長等必要な措置を講ずるものとする。補助事業者等について、補助事業の遂行の遅滞等が生じるおそれがあるときも同様とする。

(通知義務違反)

第15条 市長は、署長から不当介入がある旨の通知を受けたときは、有資格者等又は補助事業者等に当該通知に係る内容について確認するとともに、故意に前条第1項の報告を怠ったと認めるときは、暴排措置を行うことができる。

(関係機関の連携)

第16条 市長は、この要綱に基づく暴排措置に関する事務が適正かつ円滑に行われるよう、署長と相互に協力し、及び連携を図るものとする。

(事務局)

第17条 この要綱に基づく暴排措置に関する庶務は、総務部契約課で行う。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年1月4日から施行する。

別表（第5条関係）

暴力団排除に関する措置基準

排 除 措 置 要 件	資 格 停 止 期 間
第3条第1号、第2号又は第3号のいずれかに該当するとき。	当該認定をした日から1年を経過し、かつ、改善されたと認められる日まで
第3条第4号から第8号までのいずれかに該当するとき。	当該認定をした日から9月を経過し、かつ、改善されたと認められる日まで

第1号様式（第5条関係）

第 号
年 月 日

様

大垣市長



入札参加資格停止措置通知書

このたび貴社（あなた）を入札参加資格停止措置の対象としましたので大垣市が行う契約及び交付する補助金等からの暴力団排除に関する措置要綱第5条第4項により通知します。

なお、入札参加資格停止措置の内容等については次のとおりです。

1 入札参加資格停止期間

年 月 日 から 年 月 日まで

ただし、当該措置期間内に改善されない場合は、改善されたと認められる日まで当該措置を継続します。

2 入札参加資格停止措置の理由

3 入札参加資格停止措置の内容

(1) 競争入札への参加

市が実施する契約の競争入札に参加することができません。

(2) 契約の締結

貴社との契約は締結しません。

4 その他

2の入札参加資格停止措置の理由となった事実が改善された場合は、入札参加資格停止措置解除申出書（第2号様式）により、入札参加資格停止措置の解除を大垣市長に申し出ることができます。（改善が認められたときは、1の入札参加資格停止措置期間満了日に当該措置を解除します。）

第2号様式（第11条関係）

年 月 日

大垣市長 様

（所在地）
（商号又は名称）
（代表者等職氏名）

担当者：
連絡先：

入札参加資格停止措置解除申出書

年 月 日付け 第 号の入札参加資格停止措置通知書による入札参加資格停止措置の理由となった事実について改善しましたので、大垣市が行う契約及び交付する補助金等からの暴力団排除に関する措置要綱第11条第1項により当該措置の解除を申し出ます。

第3号様式（第11条関係）

第 号
年 月 日

様

大垣市長



入札参加資格停止措置解除（継続）通知書

年 月 日付け入札参加資格停止措置解除申出については、当該措置の理由となった事実について改善が（認められましたので、年 月 日をもって当該措置を解除すること／認められませんでしたので、当該措置を継続すること）を大垣市が行う契約及び交付する補助金等からの暴力団排除に関する措置要綱第11条第5項により通知します。

第4号様式（第11条関係）

第 号
年 月 日

大垣警察署長 様

大垣市長



入札参加資格停止措置解除（継続）通報書

標記のことについて、別添のとおり、入札参加資格停止措置を解除（継続）したので、大垣市が行う契約及び交付する補助金等からの暴力団排除に関する措置要綱第11条第6項により通報します。

第5号様式（第14条関係）

年 月 日

大垣市長 様

(所在地)
(商号又は名称)
(代表者等職氏名)

担当者：
連絡先：

不当介入報告書

1 対象となる契約・補助金等

契約・補助金等の名称	
履行の場所 (契約の場合のみ記入)	
契約期間 (契約の場合のみ記入)	年 月 日～ 年 月 日
担当課	

2 不当介入を行った者等

住所		
団体名・代表者名等		
対応日時	年 月 日 () 時 分～ 時 分	
対応方法	電話・面談 (場所) その他 ()	
対応者	職	
	氏名	

3 不当介入の内容

不当介入の内容・手段等	
一時的対応の内容	

第6号様式（第14条関係）

第 号
年 月 日

大垣警察署長 様

大垣市長

不当介入通報書

年 月 日付で、
を受けましたので通報します。

から不当介入報告書の提出

添付書類 不当介入報告書（写）

第7号様式（第14条関係）

年 月 日

大垣市長 様

(所在地)
(商号又は名称)
(代表者等職氏名)

担当者：
連絡先：

不当介入事案結果（状況）報告書

1 対象となる契約・補助金等

契約・補助金等の名称	
履行の場所 (契約の場合のみ記入)	
契約期間 (契約の場合のみ記入)	年 月 日～ 年 月 日
担当課	

2 不当介入を行った者等

住所		
団体名・代表者名等		
応対日時	年 月 日 () 時 分～ 時 分	
対応方法	電話・面談 (場所) その他 ()	
応対者	職	
	氏名	

3 不当介入に対する対応

不当介入の内容及び対応	
参考事項	

第 8 号様式（第 1 4 条関係）

年 月 日

大垣警察署長 様

大垣市長

不当介入事案結果（状況）報告書

年 月 日付で、 から不当介入事案結果（状況）報告書の提出を受けましたので通報します。

添付書類 不当介入事案結果（状況）報告書（写）